

## 動物検疫所O .T .O .苦情受付窓口の設置について

昭和62年 1月16日 61畜A第4777号

このことについて、経済局長から別添のとおり通知があったのでお知らせする。

については、動物検疫所O .T .O .苦情受付窓口(以下「窓口」という。)を下記のとおり設置することとしたので、了知の上、要領を定める等その実施に当っては遺漏のないようにされたい。

### 記

- 1 . 窓口は、動物検疫所、各支所(5ヶ所)及び各出張所(16ヶ所)に設ける。
- 2 . 各窓口にはその旨表示するとともに、担当者を設置する。
- 3 . 当該窓口における苦情の受付等は、「市場開放問題苦情処理推進本部運営要領」(昭和57年2月18日付け市場開放問題苦情処理推進本部長通達)(略)に従い行う。

別 添

## O .T .O .苦情受付窓口の拡大について

(昭和61年12月11日 61農経C1217号)

畜産局長殿

経済局長

昭和61年11月27日、市場開放問題苦情処理推進本部(O .T .O .)が開催され、別添 - 1(略)のとおり市場アクセスの一層の改善に資するためO .T .O .の機能強化を図ることが決定された。

この機能強化の一環として、当省においては動物検疫所及び植物防疫所に新たに苦情受付窓口を設けることとされたので、下記事項に留意の上、その取扱いについて関係機関に連絡願いたい。

### 記

- 1 . 当該機関においては、輸入検査・認証手続等苦情受付窓口を設け部外者にわかるよう表示を行うとともに、担当者を明確にすること。
- 2 . 当該機関において苦情を受けた場合は、「輸入検査手続等に関する苦情の受付、処理の一般原則について」(別添2 -、略)に従い迅速かつ的確に対応すること。